

# 平成20年度第4回庁議 会議録

[日 時] 平成20年7月1日（火） 午前8時30分～午前10時30分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役及び各部局長

※教育長欠席。建設部、教育委員会事務局は総括次長代理出席。

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

- |                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| (1) 平成19年度決算状況について                 | (企画部)  |
| (2) 平成19年度水道事業会計・工業用水道事業会計決算状況について | (水道局)  |
| (3) 補助金公募制度の見直しについて                | (企画部)  |
| (4) 指定管理者制度導入の検証と今後の方針について         | (関係部局) |

3 連絡事項

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日から7月に入りましたが、6月議会も終了いたしました。大変ご苦労様でした。

年度始めの各団体の総会なども、6月までで終了したものと思います。7月、8月という暑い時期になりますが、この時期にじっくりと来年のことも考えながら、取り組んでいただきたいと思います。

そして、まちづくり校区集会が、今週の金曜日、多喜浜校区から始まります。市政懇談会から名称を変更して2年目になりますが、市民の皆様の、生の声が聞ける貴重な機会ですので、多くの職員が参加できるように、皆さんからも周知をお願いしたいと思います。

2 議 事

(1) 平成19年度決算状況について (企画部)

市長 では、議事に入る。

まず、平成19年度決算状況について、企画部から説明をお願いする。

<別添資料、平成19年度決算状況に沿って説明>

<企画部長>

平成19年度決算の概要について、ご説明させていただく。

まず、一般会計についてであるが、歳入決算額は434億8,725万2千円である。この中には、減債基金繰入金4億5,426万3千円が含まれている。市税収入が前年度に比べると34億円増えて全体の5割を超えるという状況であるが、一方で、普通交付税が18億円の減少となっている。次に、歳出決算額は424億4,440万6千円である。この中には、公共下水道事業、介護保険事業などへの特別会計への繰出金64億346万7千円が含まれている。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、10億4,284万6千円、平成20年度への繰越一般財源6,076万2千円を差し引いた実質収支は、9億8,208万4千円で、昭和44年度から連續して39年間の黒字決算となっている。また、単年度収支に、基金の積立、取り崩し及び繰上償還などの要素を加味した実質単年度収支では、4億762万4千円の黒字となっている。

次に、基金の状況である。以上説明した、これらの結果、財政調整基金の残高は、平成18年度末に比べて2億6,199万円増の48億141万2千円、減債基金については、繰上償還を行ったため、4億5,023万6千円減の11億2,544万3千円となっている。

次に、特別会計について。貯木場、交通災害共済、平尾墓園の3事業については、実質収支は黒字または“0”となっているが、その他の事業は、一般会計からの繰入金で収支を調えている。

次に、市債の現在高について。一般会計が511億3,011万9千円、特別会計は367億2,219万9千円となっており、一般会計、特別会計を合わせた現在高は、878億5,231万8千円で、平成18年度末残高との比較では15億8,002万8千円減少している。

なお、表にはないが、プライマリーバランスについて。これは、歳入から市債などの借入金を除いたものと、歳出では過去の借入金返済に要する経費を除いたものを比較したものであるが、平成19年度決算では28億円、対歳入比率で6.4%の黒字となっている。

市長 以上が平成19年度決算の状況である。

## (2) 平成19年度水道事業会計・工業用水道事業会計決算状況について（水道局）

市長 引き続き、平成19年度水道事業会計・工業用水道事業会計決算状況について、水道局から説明をお願いする。

＜別添資料、平成19年度水道事業会計及び工業用水道事業会計決算概要に沿って説明＞

＜水道局長＞

最初に、水道事業会計の決算の概要について説明する。

まず、業務の状況であるが、給水人口は120,476人、行政区域内人口に対する普及率は94.8%で、前年度に比べそれぞれ1,225人、1.1ポイント増加している。また、給水戸数は53,062戸で、前年度に比べ1,009戸増加している。有収水量は1,503万2,144m<sup>3</sup>で、前年度に比べ15,600m<sup>3</sup>、0.1%減少している。減少の要因は、節水意識の浸透や高齢化の進展などにより1戸あたりの使用水量が減少している中で、大型スーパーの出店等増要素があったものの、年間71,000m<sup>3</sup>余を使用していたリーガロイヤル・アクアガーデンが営業を廃止したためである。

次は、経営の状況である。事業収益は18億5,525万3千円で、有収水量の減少に伴い水

道料金は401万1千円減少しているが、加入金などの増加のために、前年度に比べ484万3千円、0.3%増加している。

ここで、平成19年3月から行っている滞納整理業務委託について、過年度分の徴収率で成果を説明する。平成19年度の水道料金過年度分の徴収率は59.8%で、業務委託前の平成17年度に比べ8.3ポイント、業務委託期間が1ヶ月であった平成18年度に比べ5.7ポイントそれぞれ増加している。また、下水道使用料の過年度分の徴収率は30.9%で、平成17年度に比べ10.6ポイント、平成18年度に比べ4.3ポイントそれぞれ増加している。水道事業が直面している最大の課題である施設の更新整備・耐震化等を推進し、安心で安定した給水を確保するためには、その裏付けとなる財政基盤の構築が不可欠である。そのため、収納業務の再編等さらなる省力化、経営の改善に努める必要があると考えている。

次に、事業費用は16億6,153万9千円で、減価償却費等が増加したが、企業債利息などが減少したため、前年度に比べ2,024万3千円、1.2%減少している。この結果、年間の経営成績は、前年度に比べ2,508万6千円増の1億9,371万4千円の純利益を計上した。

次は、投資的経費とその財源を表す資本的収支である。企業債、分担金などの収入は2億8,028万8千円である。企業債については、今後の施設更新整備等での活用を見込み、当面抑制しつつ、所要額を借入している。

建設改良費、企業債償還などの支出は12億8,003万5千円である。建設改良費では、下水道、土地区画整理事業、国道・県道の整備などに伴う配水管布設替工事等を実施した。資本的支出では、企業債3億830万6千円を繰上償還したため、前年度に比べ3億6,787万7千円、40.3%増加している。繰上償還については、地方財政計画に基づき7%以上の旧資金運用部資金、6.6%以上の公庫資金の繰上償還を行った。収支差引不足額9億9,974万7千円は、損益勘定留保資金等で補てんした。以上が水道事業会計の決算概要である。

次に、工業用水道事業会計の決算について説明する。工業用水道事業の使命は、契約事業所へ安定かつ経済的に給水することである。住友企業3社への契約水量は日量4万6,600m<sup>3</sup>で、配水実績は、年間1,642万9,806m<sup>3</sup>、閏年であったため、366日で割ると日量44,890m<sup>3</sup>となる。

水道料金等の事業収益は、台風による濁度異常、土地区画整理事業に伴う配水管布設替工事などで11日間の給水制限を余儀なくされたため、前年度に比べ110万6千円減の2億4,098万4千円である。一方、事業費用（税抜き）は、渴水による土地改良区の灌漑用ポンプ電力料補助金等が増加したため前年度に比べ309万1千円、2.0%増の1億6,150万1千円である。この結果、7,948万3千円の純利益を計上した。

次に、資本的収支の支出については、土地区画整理事業に伴う配水管布設替工事等の建設改良費5,274万円、企業債償還金3,215万1千円の8,489万1千円で、前年度に比べ1,091万1千円、14.7%増加している。増加の要因は水道事業会計と同様に、企業債の繰上償還を行ったことである。資本的収入の2,045万3千円は、土地区画整理事業に伴う配水管布設替工事に係る分担金である。収支の不足額6,443万8千円は損益勘定留保資金等で補てんした。

んしている。

次は、企業債残高である。平成19年度末の企業債残高は、水道事業会計が60億6,665万7千円、工業用水道事業会計が1億3,312万2千円、合計61億9,977万9千円となっており、繰上償還等により前年度末に比べ5億8,234万7千円減少しており、企業債に関する指標は改善されている。

最後に、財政の健全化について説明する。財政健全化法（地方公共団体の財政健全化に関する法律）の成立、施行により地方財政の健全化に関する制度が大きく変わった。健全性を判断するための新たな指標が導入され、地方公営企業については、営業収益に対する資金不足額の割合である資金不足比率が20%以上となれば、経営健全化計画の策定が義務付けられ、早期の健全化に取り組まなければならないことになっている。平成19年度決算の資金不足比率は、水道事業会計がマイナス101.7%、工業用水道事業会計がマイナス291.0%であり、いずれもマイナスとなっており資金収支面での健全性は確保されている。

以上で説明を終わる。

市長 以上説明があつた決算状況について、何か、質問等あるか。

一般会計、特別会計の方も、財政調整基金が増え、市債残高が減少したということです、財政基盤を立て直すということは、一定の成果が出てきているのではないかと思っている。しかしながら、それに伴って、財政支出に対する、いろいろな要望も強くなっているという状況もあるので、財政の改善、改革の意欲や取組みが逆に減少しないようにお願いしたい。景気の判断がいろいろされているが、原油高とかは直撃している。このような中、法人市民税も平成19年度がピークという感じもしており、これから減少することも考えられるので、各部局のしっかりととした取組みや改革、改善は引き続きお願いしたい。

では、次の議題に移る。

### （3）補助金公募制度の見直しについて（企画部）

市長 補助金公募制度の見直しについて。前回の庁議で、見直し案を決定し、その後、パブリックコメント等を行つた。その結果を踏まえて、これから補助金公募制度を、この庁議で決定したいと考えている。では、企画部から説明をお願いする。

＜別添資料、補助金公募制度に対する意見比較と制度の決定（案）に沿つて説明＞

＜企画部長＞

補助金公募制度の見直しについては、補助事業公募審査会に対して原案の説明、また、市議会に対しても会派説明という形で説明をした。また、6月2日から6月20日までの間、パブリックコメントを行い、市民の皆様のご意見をお伺いした。本日は、このパブリックコメントの内容とそれに対する考え方を中心に説明し、最終決定をいただきたいと考えている。

まず、1番の制度の見直しについて。「見直し期間が3年間は長すぎる。不採択の場合は、3年間は事業活動ができにくい。」という意見があった。これに対しては、毎年の大幅な制度改革は望ましくないこと、また、厳しい財政状況の中で一定の補助金財源枠を確保することなどを理由とし

て、制度の見直し期間を3年としていること。また、個別事業の申請については、審査を毎年行うことから、不採択であっても次年度以降の申請は可能であるという答えとしている。

2番目の審査の方法について。「事業内容が全く異なった団体でも、一次審査で2枚の申請書を見て審査し、得点のバラツキが見られ疑問を感じる。合議制の取り入れ、行政評価委員会に準じる人員、方法を参考にすべきである。」という意見があった。得点のバラツキについては、高得点と最低得点を除いた平均得点を出していること、また、審査委員の数を1名増やす予定ということで、原案どおりとさせていただくこととしている。

4番の市が認定する補助金の対象について。対象に追加してほしいという内容の意見があった。幼稚園に対する補助、農林水産業の振興に関する事業、老人クラブに対する事業、商工会議所の事業、そして、にいはま納涼花火大会については、市が認定する補助金として取扱ってほしいという意見である。これに対しては、にいはま納涼花火大会事業については、多くの市民が楽しみにしているイベントであるということで、市としては、市が認定する補助金の取扱いが必要と考えているので、補助事業公募審査会で、市が認定する補助金への移行について審議していただくというお答えとしている。また、太鼓祭り推進委員会事業、これについても花火大会と同質の事業であるため、同様の取扱いをしたいと考えている

9番の補助金額について。「補助金の均等割が考えられないか?」、また、「団体の活動が弱体化することになるため、補助金額については、他の市町と均衡を保つべきだ。」という意見があった。これに対しては、補助金公募制度の導入は、社会情勢の変化により時代に合わなくなつた補助金、あるいは目的を達成した補助金について見直しの対象として、公益性等の高い事業に補助を行うという、そもそも目的を説明し、補助申請事業者全員に均等割りすることは適当ではない。また、補助金支出の判断については、その団体が実施しようとする事業を対象に、公益性等を客観的に判断するものであるということでお答えすることとしている。

10番の補助金限度額の取扱いについて。「前年度補助額を上限にすること、新規申請は100万円を上限とすることは撤廃するべきだ。」といふ意見があった。補助金の限度額については、財源が限られている中、出来るだけ多くの団体に補助して、様々な活動支援を行いたい、また、団体、事業の自立を促進するために制限を設けるということで原案どおりとさせていただいている。

12番の審査委員について。「審査委員を10名に増員するべきだ。」というご意見があった。これについては、公平性の確保には、客観的な判断ができる委員の選定することが必要である。また、審査委員数については、人数が多いこと、少ないとそれぞれのメリット、デメリットがあるが、今回は、1名増員し8名以内とするということで原案どおりとすることとしている。

以上説明したが、パブリックコメント以外にも、先ほど説明したが、市議会、あるいは補助事業公募審査会等から、ご意見を多々いただいているが、それについて原案どおりという形での決定をいただけたらと考えている。

決定をしていただいた後については、パブリックコメントの意見に対する市の考え方をホームページに掲載、そして8月号の「市政だより」にて、平成21年度の補助金の公募を行いたいと考えている。

市長 以上のような見直しを行うということである。にいはま納涼花火大会の事業費はいくらぐらいであったか。

事務局 平成20年度分の申請で、事業費が1,501万円、補助金申請額が379万1千円。ちなみに、太鼓祭り推進委員会事業が、事業費1,546万円、補助金申請額が758万1千円です。

市長 どちらも、圧倒的多数の市民の皆様が楽しみにしている事業である。もちろん補助金額についてはよく精査する必要があるが、この2件は市が認定する補助金に移行できればと考えている。市が認定する補助金は、できる限り限定的にしたいと考えている。幼稚園とか、老人会とか個別に見ていると、市が認定する補助金にというところは確かにあるが、全体の中では、やはり公募でお願いしたいと考えている。公募制度導入時に委託料や負担金に見直しされたものがあり、また、協働事業市民提案制度などもある。補助金についてはこの制度の中で決定していくということで、補助金が全てではないので、各団体の皆様には担当の方からよく説明をしていただきたいと思っている。

よろしいか。質問や意見等はないか。ないようなら、補助金については、この制度で3年間行うこととする。

今後のスケジュールは、どうなるのか。

企画部長 8月の市政だよりで、公募を行う予定である。

市長 協働事業市民提案も8月である。団体、NPO、法人とあるが、補助金公募、協働事業市民提案と、担当課所は、よく説明し、相談にのって一緒に考えてあげていただきたい。審査は、審査で厳しく行うことにはなるが、担当課レベルでは、どのようにしたら事業が採択されるか、一緒に考えてあげていただきたい。

では、次の議題に移る。

#### (4) 指定管理者制度導入の検証と今後の方針について (関係部局)

市長 指定管理者制度導入の検証と今後の方針について。指定管理者制度については、一番最初に、くすのき園で導入してから5年経過した。また、くすのき園から2年後に、公募、非公募で指定した施設の内、多くの施設が、今年度に、その指定期間が終了する。来年度に向けて、指定関係の事務が始まっているが、今年度に指定期間が終了する施設について、指定管理者制度導入の成果と課題、そして今後の方針とその理由を、各部局から説明をお願いしたい。なお、環境部は来年度から斎場で導入予定ということなので、今後の方針について説明をお願いする。

では、まず、総務部から、作業スケジュールと留意事項の説明、その後、福祉部、市民部と順番にお願いする。

<別添資料、指定管理者制度関係資料に沿って説明>

<総務部>

今、市長から説明があり、多少重複することがあろうかと思うが、作業スケジュール等について

説明する。指定管理者制度については、平成16年度から「くすのき園」、平成18年度から総合福祉センターなど36施設において導入しているが、これらの内、30施設において本年度末で指定期間が満了する。このため、それぞれの施設毎に指定管理者制度導入の成果等について検証を行い、来年度以降の方針を決定するとともに、引き続き、あるいは、新たに指定管理を行う場合には、指定期間、募集方法、利用料金制の導入等について決定する必要がある。基本的には、指定管理者の指定の告示、協定の締結まで、各部局において主体的に取り組むことになるが、全庁的な進行管理は総務課で行うことになっている。このため、5月26日に関係課所を対象に、公の施設の指定管理者制度継続等に伴う説明会を開催し、作業スケジュール、留意事項等について説明を行い、各課においては作業スケジュールに従い作業を進めていただいている。

作業スケジュールについて少し説明しておく。まず、5月26日に説明会を開催し、5月から7月にかけて、指定管理者制度継続等の検討をする。成果について検証して、今後、指定管理者制度を継続するかどうかを検討していただく。その決裁を6月20日までに取るということでお願いしていたが、各部局長までの決裁をとったものについて、現在、総務課でお預かりをしている。本日の結果をもって、市長までの決裁をいただきたいと考えている。なお、この間、各公の施設の設置及び管理条例、施行規則等を確認して、指定管理者制度について、もう一度、再確認をしていただく。また、公募する公の施設においては、複数の候補者が名乗りを上げることが予想されることから、候補者選定委員会の設置についてご検討いただき、その決裁を7月末までに取っていただくという段取りで事務を進めている。

そして、8月の市政だよりにおいて、指定管理者の公募について広報をする。併せて、各課所で、どういった内容で募集するのかという要項を作り、応募を受け付けていただく。市政だよりの他、ホームページ等でも公募方法を載せたいと考えている。

次に、9月から11月にかけて、候補者選定委員会を開催し、候補者の選定を行うが、遅くとも10月中旬には候補者を決定していただきたい。また、21年度以降の予算措置についても、この段階で検討していただく。そして、12月議会に、指定管理者の指定の議案を上程したいと考えている。この辺りまでは、各施設、足並みを揃えて、行っていきたいと考えている。議会の議決を得た後、指定管理者の指定の告示、それから1月から3月で、協定の締結、事務の引継ぎ、4月から、現在の、または、新たな指定管理者による指定管理を継続していくこととなる。

次に、留意事項については、5月26日の説明会でも説明したが、指定管理者制度の基本的な考え方、そして、公募にするのか、非公募にするのか、また、どういった形で検証をしていただくのかといった指針を示している。この説明会の後、6月3日付けの事務連絡で、各関係課所長宛に、もう少し詳細な資料を送付している。留意事項については、時間の都合上、詳細な説明は省略するので、後ほどお目通し願いたい。

本日の庁議において、各課から提出され総務課でまとめたA3の資料をもとに、各部局長から各施設の指定管理者制度導入の成果と今後の方針案を説明していただき、その方針案について検討し、決定されれば、このスケジュールに従って、事務を進めていくこととなるので、よろしくお願ひする。

## <福祉部長>

福祉部では、今年度で指定期間が満了する施設して、総合福祉センター、心身障害者福祉センター、知的障害者更生施設くすのき園がある。

まず、総合福祉センターについて。平成18年4月1日から指定管理者制度を導入している。指定管理者は社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会、指定期間は3年間である。成果と課題であるが、指定管理者制度導入前の平成10年4月1日から施設の管理委託を行っており、地方自治法の改正により指定管理者制度に移行した施設であり、そのため経費節減の効果はあまり多くない、少ないと考えている。平成17年度と平成19年度の比較では、約405万円の減額となっている。利用者数は、多少の増減があるものの安定的な推移となっている。その他としては、駐車場のラインの引き直しなどにより駐車台数を確保し、利便性の向上が図られている。課題としては、別子山分館については、地理的な条件などから施設管理が十分でない面があり、充実を図る必要がある。今後の方針については、まず、1点目が、地域福祉の推進を図る拠点施設として民間の専門的技術やノウハウを活用できること。2点目が、人件費等の経費削減が図れることなどの理由により指定管理者制度を継続したいと考えている。なお、募集については、指定管理者制度本来の趣旨に従い、社会福祉法人を対象に公募により募集したいと考えている。指定期間は、安定的、継続した運営を行うため、5年間とする。専門性のある事業については、引き続き研修や資格者の確保など、職員の資質向上に努めていただくよう指導していきたい。

次に、心身障害者福祉センターについて。平成18年4月1日から指定管理者制度を導入している。指定管理者は社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会で、指定期間が3年間である。成果と課題としては、昭和59年9月に開設と同時に管理委託を行ってきた施設であり、総合福祉センターと同様に、指定管理者制度導入による経費節減効果は少ないとと思っている。平成17年度と平成19年度の比較では、約661万円の減額となっている。社会福祉士等の専門職員が配置され、利用者との関係も良好で、作業訓練や生活介護支援など個別の処遇がなされている。利用者数は、若干減少している。今後の方針についてであるが、1点目が人件費等の経費節減効果、2点目が専門職員による適切な処遇が継続して図れるなどの理由により、指定管理者制度を継続したいと考えている。募集については、指定管理者制度本来の趣旨に従い、社会福祉法人を対象に公募により募集する。指定期間は、安定的、継続した運営を行うため、5年間とする。障害者自立支援法に基づく生活介護事業や生活訓練事業など専門性のある事業を行うことから、引き続いて研修や資格者の確保など、職員の資質向上に努めていただくよう指導していきたい。

次に、くすのき園について。平成16年4月1日から指定管理者制度を導入した。指定管理者は社会福祉法人わかば会で、指定期間は5年間である。成果と課題としては、指定管理に要する管理経費については、現在、障害者自立支援法に基づく基準により算定した額を経費とし運営を行っている。指定管理者制度導入前の市直営の平成15年度と平成19年度の経費を比較しますと、約6,600万円の経費削減が図られている。サービス面では、一点目には社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職員の配置がなされたこと。2点目は人事異動がほとんどないことなどから、より専門性、継続性に基づいた体制の確保が可能になった。課題としては、時折、入所者の処遇上の問題などに

おいて家族会から不満の声が寄せられる場合がある。今後の方針としては、1点目が、経費節減が図れること。2点目が、専門職員の配置や人事異動の少ない継続的な処遇ができるここと。3点目が、障害者自立支援法への新体系への移行を23年度までに行う必要があり、民間経営のノウハウを活用したいことなどから、指定管理者制度を継続したいと考えている。募集については、指定管理者制度の原則に従い公募することとする。指定期間は、安定的、継続した運営を行うため、5年間としたいと考えている。

#### ＜市民部長＞

市民部は、女性センターと働く婦人の家、併せて女性総合センターと言っているが、平成10年度から(財)新居浜市文化体育振興事業団に委託しており、平成18年度から指定管理者制度に移行した。成果としては、管理運営費として、指定管理者制度導入前の平成17年度と比較すると、32万3,300円の削減が図られている。利用状況についてであるが、平成17年度に比べて、利用件数は増加しているが、利用者数は減少している。この原因ということでは、はつきりとした分析ができづらいところがあるが、一つとしては、男女共同参画社会づくり講演会を17年度まではウイメンズで行っていたが、18年度から市民文化センターで行うようにしたことにも影響していると考えている。自主事業数について。文化体育振興事業団が主催する事業であるが、これについては、平成17年度と比較すると、自主事業数は増えているが、それに対する受講者数は、19年度は1,989人の減少となっている。これについての分析であるが、自主事業については、毎年事業内容の見直しを行っており、それにより、事業のマンネリ化を避けていくが、事業回数を減らしたり、また内容によってはどうしても定員を少なくしなければならない事業もあることから、必ずしも受講者数増加には結びつかないのではないかと考えている。今後の課題については、まず1点目として、管理運営経費の削減については、先ほど申し上げたとおり一定の成果が見られたが、今後、管理運営経費の削減についてどうするべきかを検討する必要がある。2点目は、利用者数が減少傾向にあるため、今後利用者数の増加に向けてどうすべきかを検討する必要がある。次に、利用料金制度の導入について検討したが、利用回数についてはほぼ飽和状態となっていると考えている。回数を増やしたいとすると、夜間の利用はまだ少し余裕があるということで、今後、新たな夜間利用の自主グループ等の発掘が必要である。また、使用料納入状況についてであるが、女性総合センターは、規則によって使用料の減免又は免除ということで、全額、5割及び3割の減免規定がある。特に、市内の各種女性団体及び女性グループが使用するときは5割免除となっているため、指定管理者の経営努力がなかなか使用料収入に結び付かないと考えているので、今回は、利用料金制度は導入しないこととしたい。指定期間については、前回は指定管理者制度を初めて導入すること等を考慮して3年間とていたが、今回は安定的運営という観点から5年間とし、公募で行いたいと考えている。

#### ＜環境部長＞

斎場の指定管理者制度導入について、ご説明する。

民間事業者等の能力を活用し効率的な施設の管理運営と市民サービスの向上を図るために、この3月議会において、指定管理者制度を平成21年度から導入するということで、条例改正を行った。

業務内容としては、火葬に関すること、葬儀に関する施設の使用に関すること、産汚物等の焼却に関するここと、使用許可に関するここと、施設の維持管理に関することなどとなっている。なお、特に専門性とかが必要ではないため、公募で行いたいと考えている。指定期間は、初めての指定管理であるため、公募ではあるが、3年間としたい。これで、市の業務として残るのは、大規模な修繕、ほぼ毎年計画的に行っている1,300万円程度の炉の改修である。既に全体的な管理は委託しているので、基本的には、ほとんど変わらない。職員も、昨年から環境保全課に移動して環境保全の業務も行っている。なお、市内は無料であるので、利用料金制はできないと考えている。

<経済部長>

経済部は3施設あるが、まず、商業振興センターについて。結論としては、指定管理者制度は公募という形で継続し、新たに利用料金制を導入したいと考えている。指定管理者制度導入の目的とその評価として、まず、管理経費については、導入前の平成15から17年度の平均は2,282万9千円、導入後の平成18・19年度の平均は2,147万9千円と、年間約130万円削減されている。数字的に見ると、一定の効果があったと判断している。費目別に精査したが、人件費では、導入前が749万8千円で、導入後は601万5千円と、20%弱の148万3千円の減額となっている。光熱水費については、同じく39万3千円、6%弱の減額なっている。次に、利用者数及び利用料収入の増加があったかどうかについてである。導入前は利用者数が年間59,201人、利用料収入が738万7,393円、導入後が利用者数51,517人、利用料収入が735万4,030円と、利用者数は7,684人、約13%の減少、利用料収入は3万3,363円減とほぼ同額となっている。利用者数、利用料収入を上げていくということでは、導入による効果は見られなかったという結果になっている。これらを踏まえて導入の効果を検証すると、制度導入の目的である管理経費の削減は一定達成されたが、利用者数、利用料金収入増加は達成されていないということで、指定管理者が経営努力により利用料金収入を増やしても、現制度では自らの収入は増えないため、経営努力に対するインセンティブが働きにくいということが考えられる。そこで、今回は、利用料金制を導入して、経営努力に対するインセンティブ効果を働かせたいと考えている。現在の稼働率は、使用された日数を開館日数で割った値であるが、イベントホールが44.4%、市民ギャラリーが49.1%と、半分くらいしか利用されていない。研修室1・2は58.7%、会議室は78.5%であり、会議室はこれでベスト、目一杯ではないかと考えている。よって、イベントホール、市民ギャラリー、そして研修室1・2が利用されていないということで、利用料金制を導入して、経営者の努力により稼働率を上げるとして、仮に稼働率を5%を上げると約71万3千円、頑張って20%上げると約287万6千円の収入が増えることになる。約287万は人件費一人分にあたるため、経済部としては利用料金制を導入したいと考えている。最後に、商業振興センターのベストな管理形態ということである。センターは平成9年度に設置し、17年度までは管理委託制度による施設管理を行ってきた。18年度から20年度は利用料金制なしの指定管理者制度、21年度からの3年間は利用料金制による指定管理者制度で行うと、公の施設の管理形態の全てを経験することになる。こういった中で、24年度以降の商業振興センターを管理運営するのに、どの形態がベストなのか検証していきたい。また、もう一つは、商業振興センターそのもの

が初期の目的を達成できる施設なのかどうか、廃止を含めて検討していきたいと考えている。なお、本日、この施設で利用料金制を導入することが認められれば、9月議会に、商業振興施設設置及び管理条例の改正議案を提出したいと考えている。

続いて、ゆらぎの森、別子観光センターについて。この二つの施設の指定管理者は(有)悠楽技であるが、経済部としては、別子山地域の貴重な公の施設であるので、これらの施設を十分活用して、別子山地域の活性化に寄与したいと考えている。指定管理者導入の目的は、当然、経費の削減、利用者の拡大、そしてサービスの向上ということである。経費については、ゆらぎの森で、導入により年間約19万円の減、別子観光センターは年間約95万円の減となっている。数%ではあるが若干経費が削減され、これで経費削減の効果があったと言えるかどうかはわからないが、数字的には削減されている。二つの施設は、もともと利用料金制による管理委託がされていた関係上、市直営からの制度導入ではないため、経費削減効果は多く見込まれるものではなかったと考えている。次に、利用者数等について。ゆらぎの森は、来園者、宿泊者、そして売上高とも年々減少している。売上高では、平成15年度がピークで約2,600万円、これを19年度で比較すると、41.9%の減、約1,100万円の減となっている。また、18年度と比較すると、22%減、約432万円の減となっている。利用者が少なくなつても売上高が上がればよいのであるが、売上高も減少しているという状況である。別子観光センターでは、来園者、宿泊者については、ゆらぎの森ほどではないが、どちらかと言えば減少傾向である。また、売上高では、18年度がこの5年間のピークで1,744万7千円であるが、19年度は1,371万8千円となっている。19年度の売上高は、対15年度で比較すると18%、約300万円の減、18年度との比較では21%、約370万円の減となっている。いずれの施設も、売上高は減少しているという状況である。3つ目の評価としては、サービスの向上である。まず、新たな見所の創出を行っている。カタクリやキレンゲショウマといった花を見せるようになった。また、魚つかみ大会やゆず湯などの新たなイベント事業の実施。来園者への接客対応についても、苦情があったものについては改善を図っており、現在は良好である。そして、何よりも施設内での事故、事件が発生しなかつたことである。このように、適切な施設管理がなされ、サービスの向上も少しは図られたと考えている。以上説明したことをまとめると、経費の削減は数字的には一定の成果が見られた。利用者の拡大については、道路通行制限による交通アクセス障害等が影響し易い地域であるため、成果が現れていない。サービスの向上は、一定の成果があったということになる。指定管理者制度の継続については、利用者及び利用者収入が減少傾向にあるが、市直営管理との比較においては、管理人件費及び宿泊・飲食業務のノウハウから指定管理者制度の継続による管理が適当であると判断をした。また、課題としては、利用者の減少傾向が続いていることから、効果的な集客策の実施を図るとともに、管理主体そのものの強化・見直しが必要となっていると考えている。次に、今後の方向性である。まず、施設の性格としては、両施設は、別子山地区内の雇用確保、過疎化対策として設置されたものであり、その管理運営は、基本的には(有)悠楽技が行うことを前提としているものであるが、管理主体である(有)悠楽技の経営状況は、会社設立以来、赤字決算が続いている。ここで、(有)悠楽技の決算状況を説明しておく。19年度の当期損失は448万2千円、19年度現在の累積欠損が2,261

万9千円であり、かなり危機的な状況であると経済部では考えている。また、今後の対応としては、現在、(有)悠楽技の経営改善を実施中であるが、今後も改善されない場合には、公の施設とは関係ないが、(有)悠楽技そのものの存続是非も判断していかなければならないと考えている。こういったことから、先ほど説明した施設の性格とは若干離れるが、他者に管理を委ねる必要も生じると考えている。なお、経営改善の取組みとしては、まず、人件費や原材料費など経費の節減で、正規職員から非正規職員への配置換え、職種換えを行っている。また、一番の赤字部門であった山野草園を昨年11月から廃止をし、他への活用、いわゆる民間に貸し出すとかを今検討している。また、新たな集客ポイントや商材の開発に努めているところである。なお、(有)悠楽技の資金状況は、19年5月末で現金が999万7,862円あったが、20年3月末では359万2,266円と減っていた。その後、人件費削減や山野草園の廃止等により改善され、今現在では、19年3月末とほぼ同額となっている。最後に、今回の指定管理期間についてである。懸案の篠津山荘の建替え工事が完成する予定の平成23年度から施設内容が大きく変わるため、指定管理期間は短いが、平成21年度から22年度の2年間とし、この中で、会社の経営改善を図り、会社の方向性を見極めていきたいと考えている。

#### <建設部総括次長>

建設部からは、西原中須賀駐車場について。当駐車場は、平成18年度から20年度までの間、社団法人新居浜市シルバー人材センターが指定管理者となっており、制度導入の成果としては、管理委託料経費の削減と使用料収入が増加したことである。まず、管理委託料経費については、制度導入以前の平成17年度管理委託料経費が229万1千円であったが、指定管理に移行後の平成19年度は187万3千円と指定管理移行前と比較して、約18%、41万8千円の経費削減が図られている。また、使用料収入においても、移行前の平成17年度は223万円であったが、指定管理者による利用促進が図られた結果、平成19年度は254万円となっており、約14%、31万円の収入増となっている。次に、課題としては、当駐車場の利用台数は指定管理導入後、利用台数が720台から897台に増えているが、全収容台数83台の収容スペースはほぼ満車状態で、これ以上の駐車スペースの確保が困難であり、また、車両の稼働率向上も望めない状況である。今後の方針とその理由については、先程ご報告したとおり、管理委託経費の削減とともに、使用料収入も増加し、行政経費の改善が図られている。また、空き駐車場への駐車誘導など利用促進が住民サービスの向上にも繋がっていることから、指定管理者制度を公募により、今後も継続していきたいと考えている。

#### <教育委員会事務局総括次長>

教育委員会の体育・文化施設について、ご説明する。

現在、市民文化センターなどの文化施設及び市民体育館などの体育施設、20施設について、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者は新居浜市文化体育振興事業団を非公募により選定した。なお、一体的な運営及び効率的運営ができ、経費縮減や利用者のサービス向上が期待できることから、20施設を一括して指定したものである。指定管理者制度導入による成果と課題であるが、20施設全体で、平成17年度と19年度を比較すると、674万8,794円の経

費削減が図られている。また、市民サービスの向上という点では、19年4月から市民文化センターの受付時間を延長した。従来、土曜日は午前中のみであったのを、17時15分まで受付けを延長した。また、職員活性化研修を実施することにより資質の向上を図り、市民サービスの向上に努めている。利用者については、20施設全体で約33,000人増加した。課題としては、一定の成果は上がっているが、更に効果を上げるために、また、市民サービスを向上させるため点から、研修等による職員の資質の向上が必要であると考えている。また、別子山のふるさと館、市民グランド、市民プールの3施設については、地域的に他の施設と一体的な管理運営が難しく、効率的な運営が難しいと考えている。次に、今後の方針とその理由についてであるが、指定管理者制度を導入した文化・体育施設20施設については、管理経費の縮減や市民サービスの向上など一定の成果があり、導入の効果が上がっている。このため、引き続き指定管理者制度を継続したいと考えている。候補者の選定については、約3年が経過し非公募とする理由に乏しいこと、また、より公正かつ透明性を確保するため、選定に当たっては、別子山のふるさと館等の3施設を除き公募としたい。対象施設については、複数の施設を一括することにより施設相互の連携による一体的な運営及び効率的運営ができ、経費縮減、利用者のサービス向上が期待できることから、文化・体育17施設については、一括して5年間の指定管理を行いたいと考えている。また、別子山のふるさと館等の3施設については、別子山地域の他の公の施設との連携による一体的な管理運営及び効率的な運営とするため、既に指定管理の実績を持つ別子山の(有)悠楽技に、非公募で3年間の選定をしたいと考えている。

市長 指定管理者の候補者は、団体、グループでもいいのか。法人格を持っていてもいいのか。

総務部長 従前の管理委託制度では公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定されていたが、指定管理者制度では法人、NPOその他の団体となっており、団体であればよく、法人格は必要ない。

市長 基本はそこにおいて、限定しなければならないときだけ、候補者を社会福祉法人とかに限定するのか。

総務部長 そのようになる。

市長 施設の使用料についてである。例えば、午後1時から5時までの4時間で使用料いくらと定めている場合が多い。これでは、2時間しか使用しなくても4時間分と同額の使用料を支払わなくてはならない。また、4時間分の使用料を取っているため、部屋は使用されていない、空いているのに、他の人が利用することができない。使用料が安いからこのような区分にしているのかもしれないが、よく、空いているのに貸してくれないと苦情を聞く。1時間当たりで貸すようにすれば、このようなことはなくなると思う。

経費節減も大事であるが、利用者の立場に立てば、利用しやすい施設になればよい。数字的には利用者が増えればわかり易いが、使い勝手が良くなつたとか、利用者の満足度が高くなることが大事である。利用料については、時間区分の見直し、時間制を

検討していただきたい。今の条例の時間区分のまま、1時間当たりで貸すことができるようなら、それも考えてほしい。変更する必要があれば、9月議会に向けて検討してもらいたい。これを変更すれば、募集条件が変わるということで、8月に候補者公募ができなくなるのか。

総務部長 8月の市政だよりには、指定管理者を募集する施設の名称しか出さないが、募集要項には詳細条件等をそれぞれ記載し、募集していくこととなる。募集要項に、そこまで細かいことは載せないと思うが。

市長 総務部長。この辺は、早急にまとめてほしい。

総務部長 この問題は指定管理を導入する施設だけの問題でなく、市の全施設の問題で、全体的な見直しが必要である。指定管理とは切り離して考え、急ぎ過ぎない方がよいと考えるが。

市長 この問題は、指定管理する施設以外も同じである。開館時間を変えるのではなく、利用料の区分を利用者が利用しやすくしようとするものである。指定管理以外の施設についても、考えてほしい。指定管理者制度で利用料金制を導入する施設については、公募事務の関係上早急に検討する必要があるかもしれない、よろしくお願いする。

市長 次に、指定期間についてである。建設部。公営駐車場の指定期間を、なぜ5年でなく3年にするのか。

建設部総括次長 現在が3年であるため、次回も3年とした。

市長 駐車場は最初から公募であったが、なぜ指定期間が3年となったのか。

総務部長 非公募の場合は、3年を限度とする。そして、公募の場合は5年まで可としたが、施設の性格によって、どちらかを選択することとしていた。

市長 では、駐車場は、公募であるから5年でも良いのではないか。

建設部総括次長 特段、問題はないと思う。

市長 教育委員会。別子山の3施設についてあるが、経済部から、(有) 悠楽技への指定期間を、会社の経営改善、方向性を見極めるため2年とすると、今説明を受けた。経済部と足並みを揃えた方が良いのではないか。

教育委員会事務局総括次長 経済部の説明を聞いたところであるが、2年の方がよいのではないかとも、今は思っている。

経済部長 後で調整して、同じ指定期間で統一したい。

市長 指定期間の考え方である。期間が短ければ短いほど、見直しや業者を変えることが可能となる長所はあるが、安定した経営という観点では長い方がよい。基本的な考え方を統一した方がよい。今説明を受けたが、全体的には、次回の指定管理を非公募で行う施設は3年、公募で行う施設は5年、斎場や商業振興センターのように、初めて指定管理者制度を導入する、また新たに利用料金制を導入するなど制度的変更を伴う施設は3年ということになっている。

建設部。公営駐車場は公募であるから、やはり5年がよいのではないか。

建設部総括次長 5年にしたい。

市長 では、今言ったことを基本とするが、(有) 悠楽技については、経済部説明の理由により 2年とした方が良いと思う。

教育委員会事務局総括次長 別子山の 3施設は、2年間とする方向で検討したい。

市長 それと、指定管理者に、利用者の満足度調査を必ず義務付けてもらいたい。スタートした時点、そして、その後 1年後ずつとか、調査を義務付けてもらいたい。利用者数の増減でもある程度は把握できるが、サービスへの満足度を把握することは大事なことである。

市長 何か、質問、意見等あるか。

総務部長 今各課所から上がっている検証と今後の方針についての決裁を、総務課で預かっているが、この序議で変更となったものもある。また、今説明された事項が資料として添付されていない課所もある。一旦お返しするので、再度見直しをしていただき、総務課に提出方をお願いする。

市長 それから、総務部長。候補者選定委員会についてであるが、先ほどの説明では、今回は各課で設置することであったが、やはり、一つの選定委員会で、全ての施設の候補者を決定した方が望ましいと思う。再度、検討をお願いしたい。

総務部長 はい。

市長 他に、質問、意見等あるか。ないようなら、この議題はこれで終了する。

### 3 連絡事項

市長 何か連絡事項はあるか。選挙管理委員会事務局。

<選挙管理委員会事務局長>

新居浜市農業委員会委員選挙についてである。

平成 20 年 7 月 6 日執行の新居浜市農業委員会委員選挙については、6 月 29 日の立候補届出の結果、第 1 選挙区、第 2 選挙区とも候補者の数が定数を超えないため、無投票となりましたのでお知らせする。

先日、投票及び開票ならびに期日前投票事務等について、職員の皆様にご依頼していた投開票事務は行わないこととなつたのでお知らせします。ご協力ありがとうございました。

なお、今後とも選挙の管理執行に際しては、格別のご協力をいただけるようお願い申し上げる。

市長 他に、連絡事項はないか。ないようなら、これで第 4 回序議を終わる。